

◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 27 号）

改正	平 15. 11	機構規程 191	平 16. 5	機構規程 17
	平 16. 11	機構規程 60	平 17. 2	機構規程 67
	平 17. 3	機構規程 81	平 17. 11	機構規程 51
	平 18. 3	機構規程 83	平 19. 3	機構規程 77
	平 20. 3	機構規程 50	平 20. 3	機構規程 74
	平 20. 11	機構規程 97	平 21. 3	機構規程 111
	平 21. 3	機構規程 127	平 21. 11	機構規程 39
	平 22. 3	機構規程 72	平 22. 11	機構規程 54
	平 23. 12	機構規程 52	平 24. 9	機構規程 17
	平 25. 3	機構規程 53	平 27. 2	機構規程 29
	平 27. 3	機構規程 41	平 27. 8	機構規程 21
	平 28. 1	機構規程 57	平 28. 3	機構規程 82
	平 28. 12	機構規程 53	平 28. 12	機構規程 56
	平 29. 3	機構規程 88	平 30. 1	機構規程 19
	平 30. 3	機構規程 61	平 30. 10	機構規程 30
	平 30. 12	機構規程 41	令 1. 12	機構規程 28
	令 2. 3	機構規程 44	令 4. 6	機構規程 8
	令 4. 12	機構規程 33		

（総則）

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構就業規則（平成 15 年 10 月機構規程第 29 号。以下「就業規則」という。）第 2 条に定める職員。以下「職員」という。）に対する給与の支給については、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第 2 条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 職務手当
- (5) 広域異動手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当

- (8) 特地勤務手当に準ずる手当
- (9) 超過勤務手当
- (10) 夜勤手当
- (11) 宿日直手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 寒冷地手当
- (16) 通勤手当
- (17) 住居手当
- (18) 単身赴任手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、全額を通貨で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものがある場合には、職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支払うものとする。

(給与台帳)

第4条 理事長は、給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

3 給与台帳には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に規定する事項を記載するものとする。

(俸給)

第5条 俸給は月額とし、その額は俸給表（別表第1）に定めるところによる。

2 職員の受ける俸給は、就業規則第10条に規定する勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する等級及び号俸に応じた額とする。

第6条 削除

(初任給及び採用給)

第7条 新たに職員となった者の初任給及び採用給は、次のとおりとする。

(1) 初任給

ア 事務所限定職員以外の職員

学歴	等級号俸
大学卒	7等級1号俸
高校卒	8等級1号俸

イ 事務所限定職員

学歴	等級号俸
----	------

大学卒	9 等級25号俸
高校卒	9 等級 1号俸

(2) 採用給

学校卒業後の職務経歴等を有する者を採用する場合の採用給は、その者の能力、学歴、職務経歴等を考慮するとともに、職員との均衡を図って決定する。

(昇格及び降格)

第8条 職員の昇格及び降格については、別に定めるところにより行うことができる。

2 職員を昇格及び降格させた場合におけるその者の俸給月額については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、毎年4月1日に、前年度における人事評価の評価ランクに応じて行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

3 前2項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(俸給等の支給日)

第10条 俸給、扶養手当、地域手当、職務手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、単身赴任手当及び休職者給与は、月の初日から末日までの期間につき、その月額をその月の20日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月20日に支給するものとする。ただし、その日が休日（就業規則第12条に規定する休日をいう。以下同じ。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与の支給の請求があった場合は、請求のあった日までの給与の範囲内の金額を、前項の規定にかかわらず支給することができる。

(端数計算)

第11条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、その給与の種類ごとにこれを切り捨てるものとする。

(日割計算)

第12条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が解雇されたとき、退職したとき又は懲戒処分により免職されたときは、その日まで俸給を支給し、職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

3 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外の日、又はその月の末日まで支給するとき以外のときはその俸給額は、その月の日

数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

- 4 前3項の規定は、第15条の規定による地域手当、第16条の規定による職務手当、第17条の規定による広域異動手当、第26条の2の規定による特地勤務手当及び第26条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を所属長(本社総務部長をいう。ただし、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構組織規程(平成15年10月機構規程第9号)第31条の2に規定する特例業務所管組織にあっては国鉄清算事業管理部長をいう。)に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条 地域手当は、別表第2に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、その者の俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の10

- (2) 2級地 100分の8
 - (3) 3級地 100分の4
 - (4) 4級地 100分の1
- 3 前項の地域手当の級地は、別表第2に定めるとおりとする。
- 4 第1項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（第2項に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前3項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合又はその勤務箇所が移転した場合における地域手当の支給については、別に定める。
- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の日以後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 国家公務員等（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（平成15年10月機構規程第28号）第10条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。）であった者が、引き続き職員となり、第2項に規定する割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当する職員で、職員となった日前2年以内の国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として職員となった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。）を職員として勤務していた

ものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

- (1) 人事交流により職員となった者であること。
- (2) 対象期間に第1項に規定する地域に在勤していた者であること。

6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(職務手当)

第16条 職務手当は、別表第3に掲げる代表的職務を基準に別に定める職務にある職員に対して支給する。

- 2 職務手当の月額、別表第3に掲げる職務の区分に応じて、同表に定める額とする。
- 3 前項の規定による額が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程（平成15年10月機構規程第25号）第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額に110分の100を乗じて得た額と職員が受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額との差額以上となる場合には、その者に支給する職務手当の額は、前項にかかわらず、その差額未満による別に定める額とする。

(広域異動手当)

第17条 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から5年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に勤務箇所間の距離の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から5年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上

回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員等であった者が、人事交流により引き続き職員となり、国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として職員となった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を職員として勤務していたものとした場合に第1項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるときは、当該職員には、別に定めるところにより広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が第15条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（特殊勤務手当の種類）

第18条 特殊勤務手当は、著しく危険、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給し、その種類は、次のとおりとする。

- (1) 坑内作業手当
- (2) 青函トンネル坑内作業手当
- (3) 高所作業手当
- (4) 異常圧力内作業手当
- (5) 夜間特殊業務手当
- (6) 用地交渉等手当

（坑内作業手当）

第19条 坑内作業手当は、職員が坑内でトンネル掘削作業若しくはその監督業務又は出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき560円とする。

（青函トンネル坑内作業手当）

第20条 青函トンネル坑内作業手当は、職員が青函トンネルの本坑でトンネルの維持管理作業若しくはその監督の業務又は工事の施行の監督若しくは出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

（高所作業手当）

第 21 条 高所作業手当は、職員が地上若しくは水面上 10 メートル以上の足場不安定な高所で工事の施行を監督し、又は出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 220 円とする。ただし、当該業務が地上又は水面上 20 メートル以上の箇所で行われたときは 320 円とする。

第 22 条 削除

(異常圧力内作業手当)

第 23 条 異常圧力内作業手当は、次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 圧搾空気内での工事の施行の監督、又は出来形の検査

(2) 潜水器具を着用しての工事の施行の監督、又は出来形の検査

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の場合 業務に従事した時間 1 時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0.2 メガパスカルまで	210 円
0.3 メガパスカルまで	560 円
0.3 メガパスカルを超えるとき	1,000 円

(2) 前項第 2 号の場合 業務に従事した時間 1 時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手当額
20 メートルまで	310 円
30 メートルまで	780 円
30 メートルを超えるとき	1,500 円

(夜間特殊業務手当)

第 24 条 夜間特殊業務手当は、職員の所定勤務時間による勤務が、22 時から翌日の 5 時までの時間（以下本条において「深夜」という。）の一部又は全部にわたって行われたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合 1,100 円

(2) 勤務時間が深夜の一部を含む勤務の場合 730 円（深夜の勤務時間が 2 時間未満の場合は、410 円）

(用地交渉等手当)

第 25 条 用地交渉等手当は、職員が土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 3 条第 7 号の 2 に掲げる鉄道若しくは軌道に関する事業若しくはこれらの事業に関連する事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に

係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務（土地の取得等に関する計画又は損失の補償案についてその権利者、被補償者等に対して最初の説明を行った日以後継続的に行われ、当該説明の日から起算して1月を経過した日以後にその権利者、被補償者等と面接して行われる交渉業務で職員の心身に著しい負担を与えるものに限る。）に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき650円（業務が深夜において行われた場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）とする。

（手当額の特例）

- 第26条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、第19条から第21条までの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

坑内作業手当

青函トンネル坑内作業手当

高所作業手当

（特地勤務手当）

- 第26条の2 生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所として別に定めるもの（以下「特地勤務箇所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内において別に定める額とする。
- 3 特地勤務箇所が第15条第1項に定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他給与との調整等に関し必要な事項は、別に定める。

（特地勤務手当に準ずる手当）

- 第26条の3 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が特地勤務箇所又は別に定めるこれに準ずる勤務箇所（以下「準特地勤務箇所」という。）に該当するときは、別に定めるところにより、当該異動又は勤務箇所の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は勤務箇所の移転の日から起算して3年を経過する際引き続き勤務させる必要がある者にあっては更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第17条の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第 27 条 職員が所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日に勤務することを命ぜられた場合には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が 22 時から翌日の 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、休日に勤務した場合であつて、代替の休日を与えたときは、勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務時間数（その勤務時間数が 1 日の所定勤務時間数を超える場合においては、所定勤務時間数）を乗じた額を超過勤務手当から控除する。

(1) 休日以外の日における勤務 100 分の 125

(2) 休日における勤務 100 分の 135

2 前項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて勤務した時間数及び休日に 1 日の所定勤務時間数を超えて勤務した時間数の合計が 1 月について 45 時間を超えたときは、45 時間を超えた勤務のうち休日以外の日における勤務の全部について勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 130（その勤務が 22 時から翌日の 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて勤務した時間数及び休日に 1 日の所定勤務時間数を超えて勤務した時間数の合計が 1 月について 60 時間を超えたときは、60 時間を超えた勤務の全部について勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が 22 時から翌日の 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 28 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、俸給及び職務手当の月額、俸給及び職務手当の月額に対する地域手当並びに広域異動手当の月額、俸給の月額に対する特勤勤務手当、別に定める俸給の月額に対する特勤勤務手当に準ずる手当の月額及び寒冷地手当が支給されるときは寒冷地手当の月額の合計額を、1 年間における 1 月平均所定勤務時間数で除した額とする。

（夜勤手当）

第 29 条 職員が所定勤務時間として 22 時から翌日の 5 時までの間に勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

2 第 46 条の規定の適用を受ける職員が 22 時から翌日の 5 時までの間に勤務することを命ぜられた場合（前項に掲げる場合を除く。）には、その勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗

じて得た額を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第 30 条 職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ、その勤務をした場合は、宿日直手当を支給する。

2 前項の手当額は、宿直勤務又は日直勤務 1 回につき、別に定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第 31 条 第 46 条の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前 2 項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第 32 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 34 条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第 34 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（懲戒免職の処分を受けた職員及び禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員並びに別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 職員が基準日前 1 箇月以内に国等の機関（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（平成 15 年 10 月機構規程第 28 号）第 10 条第 1 項に規定する国等の機関をいう。以下同じ。）の要請に応じ退職して、引き続き国家公務員等となった場合は、前項の規定による期末手当は支給しない。

3 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ退職して、引き続き職員となった場合は、その者の国家公務員等として在職していた期間は、職員としての在職期間に算入する。

4 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第 1 項後段の規定に該当する者については、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。第 35 条第 3 項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第 4 に定める職務にある職員にあっては、その額に俸給の月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞ

れ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額。以下「基礎額」という。)を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

(期末手当の不支給)

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第 34 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明

らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（懲戒免職の処分を受けた職員及び禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員並びに別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在における基礎額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第36条 寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員に対し、国家公務員の寒冷地手当に関する法令に準じて別に定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第37条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する

運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、前項第1号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算

出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 3 前項の規定は、国家公務員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第 1 項第 1 号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第 38 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 2 号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍規程（平成 15 年 10 月機構規程第 58 号。）第 2 条の規定による宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 次条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舍規程第 2 条の規定による宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもの

との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第39条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前 3 項に規定するもの及び単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(欠勤者の給与)

第 40 条 職員が業務上若しくは通勤(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し又は疾病にかかり欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり欠勤した場合は、その欠勤を始めた日から 1 年に達するまでは俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。

3 前 2 項以外の心身の故障により欠勤した場合は、その欠勤の期間が 6 月に達するまでは俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。

4 前 2 項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。

(給与の減額)

第 41 条 職員が前条及び別に定めるところにより勤務したものとみなされる場合を除き欠勤、遅刻、早退等により勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、第 28 条の規定による勤務 1 時間当りの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

(介護休業等をしている者の給与)

第 42 条 介護休業又は介護短時間勤務により勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、第 28 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業をした職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(育児休業等をしている者の給与等)

第 43 条 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第 32 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第 35 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児短時間勤務により勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、第 28 条

の規定による勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

- 5 前各号に規定するもののほか、育児休業をした職員の給与に関し必要な事項については別に定める。

(休職者の給与)

第44条 職員が業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の80、2年を超えた期間については、100分の60を支給する。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の80、1年を超えた期間については、100分の60を支給する。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の100分の60以内の額を支給する。

(保険給付と給与との調整措置)

第45条 第40条又は前条の規定により給与の全額又は一部の支給を受けるべき職員が、欠勤又は休職の期間と同一の期間について労災保険法の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による傷病手当金を受けるときにおいては、その受けべき保険給付に相当する額を所定の給与額から減額する。

(特定の職員についての適用除外)

第46条 第24条及び第27条の規定は、別表第3に掲げる職務の区分のうち、第1種及び第2種に属する職務にある職員には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第47条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構の設立の際、日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)又は運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、公団又は事業団の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 新卒試験採用職員のうち、次の各号に掲げる号俸を受ける者の俸給の額は、別表

第1にかかわらず、次の各号に掲げる号俸の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 7等級1号俸 203,200円
- (2) 7等級13号俸 221,300円
- (3) 8等級1号俸 163,300円
- (4) 8等級19号俸 188,600円

4 平成28年3月31日迄の間、職員（その者の属する等級が3等級以上である者（再雇用職員を除く。）であってその号俸がその等級における最低の号俸でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する等級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下この項及び附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する等級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第6項において「俸給月額減額基礎額」という。）
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（規程別表第4に定める職務にある職員にあっては、その額に、俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同表に定める職務にある職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合

を乗じて得た額並びに俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額)

(5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(規程別表第4に定める職務にある職員にあっては、その額に、俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同表に定める職務にある職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額)

(6) 休職者の給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第44条第1項 前各号に定める額

イ 第44条第2項 第1号から第4号に定める額に、それぞれ2年に達するまでは100分の80を乗じて得た額、2年を超えた期間については100分の60を乗じて得た額

ウ 第44条第3項 第1号から第4号に定める額に、それぞれ1年に達するまでは100分の80を乗じて得た額、1年を超えた期間については100分の60を乗じて得た額

エ 第44条第4項 第1号から第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額

5 前項に規定するもののほか、給与期間の中途において、特定職員以外の者が特定職員となった場合又は特定職員が特定職員以外の職員となった場合におけるその給与期間の前項各号に定める額に相当する額の計算は、規程第11条の規定により、日割計算による。

6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての規程第27条、第29条、第41条、第42条及び第43条第4項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第28条の規定にかかわらず、俸給月額、職務手当の月額及びこれらに対する地域手当並びに広域異動手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額

を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額)に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平 15. 11. 28 機構規程 191)

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平 16. 5. 24 機構規程 17)

- 1 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 15 条、第 17 条及び附則第 7 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当及び特別都市手当の支給に関するこの規程の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第 15 条、第 17 条及び附則第 7 項の規定の適用については、第 15 条第 3 項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、同項第 1 号中「同日以後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 17 年 5 月 31 日」と、同項第 2 号中「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、同条第 4 項中「前項」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 16 年 5 月機構規程第 17 号)附則第 2 項の規定により読み替えて適用される前項」と、第 17 条第 3 項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、同項第 1 号中「同日以後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 17 年 5 月 31 日」と、同項第 2 号中「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、附則第 7 項中「場合(当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた本社に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から 2 年を経過する」とあるのは「から 3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」と、同項第 1 号中「同日以後 1 年を経過する日」とあるのは「平成 17 年 5 月 31 日」と、同項第 2 号中「2 年を経過する日」とあるのは「3 年を経過する日又は平成 18 年 5 月 31 日のいずれか早い日」とする。

附 則（平 16. 11. 30 機構規程 60）

この規程は、平成 16 年 11 月 30 日から施行し、平成 16 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平 17. 2. 22 機構規程 67）

この規程は、平成 17 年 2 月 22 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 16 年 10 月 29 日から適用する。

附 則（平 17. 3. 28 機構規程 81）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 11. 28 機構規程 51）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 18. 3. 30 機構規程 83）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19. 3. 27 機構規程 77）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 20. 3. 18 機構規程 50）

- 1 この規程は、平成 20 年 3 月 19 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 19 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き職員である者の切替日における等級及び号俸は、切替日の前日にその者が属していた等級及びその者が受けていた号俸（その者が属していた等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた者にあつては俸給月額）に応じて、別に定めるところにより切り替える。
- 3 切替日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（当該俸給月額に、この規程の施行の際にその者の属する等級が 3 等級以上である者においては 100 分の 99. 27 を、4 等級以下である者においては 100 分の 99. 35 をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年 11 月機構規程第 54 号）による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、平成 28 年 3 月 31 日までの間、当該額に 100 分の 98. 5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を俸給として支給する。
- 4 切替日以降に採用されることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該

職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給することができる。

- 5 平成 24 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 15 条第 2 項第 1 号	100 分の 10	100 分の 10 を超えない範囲内で別に定める割合
第 15 条第 2 項第 2 号	100 分の 8	100 分の 8 を超えない範囲内で別に定める割合
第 15 条第 2 項第 3 号	100 分の 4	100 分の 4 を超えない範囲内で別に定める割合
第 15 条第 2 項第 4 号	100 分の 1	100 分の 1 を超えない範囲内で別に定める割合

- 6 第 2 条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第 15 条第 3 項及び第 17 条第 3 項の規定の適用を受けている職員に対する地域手当の支給及び第 2 条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第 15 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の給与規程第 15 条第 4 項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する地域」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年 3 月機構規程第 50 号。以下「改正規程」という。）による改正前の第 15 条第 1 項に定める地域若しくは第 17 条第 1 項に定める地域」と、「地域手当の支給割合（第 2 項に規定する割合をいい、）」とあるのは「調整手当及び特別都市手当の支給割合（改正規程による改正前の第 15 条第 2 項に定める支給割合に第 17 条第 2 項に定める支給割合を加えた割合をいい、）」と、「異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合」とあるのは「異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合。ただし、平成 20 年 4 月 1 日（以下「改正規程の施行日」という。）の前日において当該異動等の日から 1 年を超える期間が経過している場合であって、異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合が、改正規程の施行日の前日に受けていた割合（改正規程による改正前の第 15 条第 3 項の規定による割合（同条第 2 項に規定する割合を受けていた場合にあっては、同項に規定する割合）に改正規程による改正前の第 17 条第 3 項の規定による割合を加えた割合をいう。以下同じ。）に達しない場合は、改正規程の施行日の前日に受けていた割合とする。」とする。

7 改正後の給与規程第 17 条の規定は、平成 17 年 4 月 2 日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 20 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。

附 則（平 20. 3. 31 機構規程 74）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 20. 11. 28 機構規程 97）

この規程は、平成 20 年 11 月 28 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21. 3. 4 機構規程 111）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 3. 27 機構規程 127）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 11. 30 機構規程 39）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 11. 30 機構規程 54）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第 4 項の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平 23. 12. 19 機構規程 52）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の第 1 種及び第 2 種の項の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 9. 25 機構規程 17）

1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの期間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成 15 年 10 月機構規程第 27 号。以下「職員給与規程」という。）に基づく職員に対する俸給（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年 3 月機構規程第 50 号）第 3 項の規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に、当該職員の職務の等級に応じそれぞれ次の各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 1 等級及び 2 等級 100 分の 9.77

(2) 3 等級から 5 等級まで 100 分の 7.77

- (3) 6 等級から 9 等級まで 100 分の 4.77
- 3 特例期間においては、改正後の職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当（職員給与規程別表 3 に掲げる職務の区分のうち、第 4 種に属する職務にある職員に支給する職務手当を除く。以下同じ。）の月額に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (2) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当の月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - (4) 休職者の給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額
 - ア 職員給与規程第 44 条第 1 項 前項及び前 3 号に定める額
 - イ 職員給与規程第 44 条第 2 項 前項並びに第 1 号及び第 3 号に定める額に職員給与規程第 44 条第 2 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ウ 職員給与規程第 44 条第 3 項 前項並びに第 1 号及び第 3 号に定める額に職員給与規程第 44 条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 職員給与規程第 44 条第 4 項 前項並びに第 1 号及び第 3 号に定める額に職員給与規程第 44 条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、職員給与規程第 28 条の規定による勤務 1 時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、1 年間における 1 月平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、職員給与規程附則第 4 項の規程の適用を受ける職員に対する前 3 項の規定の適用については、第 2 項中「、俸給の月額に」とあるのは「、俸給の月額から職員給与規程附則第 4 項第 1 号に定める額を減じた額に」と、第 3 項第 1 号中「俸給の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第 4 項第 2 号に定める額を減じた額」と、同項第 3 号中「俸給の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第 4 項第 3 号に定める額を減じた額」と、同項第

4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第4号イ及びウ中「前項並びに第1号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第3号」と、同項第4号エ中「前項並びに第1号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第3号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平 25. 3. 27 機構規程 53）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 2. 9 機構規程 29）

- 1 この規程は、平成 27 年 2 月 9 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 27. 3. 25 機構規程 41）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 8. 18 機構規程 21）

- 1 この規程は平成 27 年 8 月 18 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 施行日前に昇格した職員の施行日における号俸については、その者が施行日において昇格したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者（別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、平成 28 年 3 月 31 日迄の間、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を俸給として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き職員である者(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 施行日以降に、国家公務員等であった者が人事交流により引き続き職員となった者又はその他の職員について、前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 6 この規程の規定による俸給の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 7 施行日から平成28年3月31日迄の間におけるこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第39条第2項に規定する単身赴任手当の月額については、「30,000円」を「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」と読み替えるものとする。

附 則 (平 28. 1. 19 機構規程 57)

- 1 この規程は、平成28年1月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成27年8月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 3 平成27年4月1日から同年7月31日までの間に現に受けていた俸給の月額が、この規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づく俸給の月額に達しないときは、その差額を支給する。

附 則 (平 28. 3. 30 機構規程 82)

この規程は、平成28年3月30日から施行する。

附 則 (平 28. 12. 22 機構規程 53)

- 1 この規程は、平成28年12月22日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平 28. 12. 26 機構規程 56)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平 29. 3. 30 機構規程 88)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 1. 23 機構規程 19）

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 23 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平 30. 3. 28 機構規程 61）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 10. 2 機構規程 30）

この規程は、平成 30 年 10 月 2 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平 30. 12. 14 機構規程 41）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令 1. 12. 13 機構規程 28）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 13 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（令 2. 3. 26 機構規程 44）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成 15 年 10 月機構規程第 27 号。以下「職員給与規程」という。）第 38 条の規定により支給されて

いた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、この規程による改正後の職員給与規程第38条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) この規程による改正後の職員給与規程第38条第1項各号のいずれにも該当しないことになる職員
- (2) 旧手当額からこの規程による改正後の職員給与規程第38条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令 4.6.15 機構規程 8）

- 1 この規程は、令和4年6月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第17条第1項及び第2項の規定は、平成29年4月2日から適用日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第17条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和4年4月1日から当該異動等の日以後」に読み替えるものとする。

附 則（令 4.12.5 機構規程 33）

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

別表第1（第5条関係）

俸給表

（金額単位：円）

号 俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	487,500	389,000	335,300	310,000	255,900	232,400	202,900	162,900	156,900
2	489,500	390,900	337,000	311,400	257,200	233,900	204,500	164,500	157,000
3	491,500	392,800	338,600	312,900	258,600	235,400	206,000	165,900	157,100
4	493,400	394,800	340,300	314,400	259,900	236,800	207,600	167,300	157,200
5	495,400	396,700	341,900	315,900	261,200	238,200	209,100	168,700	157,300
6	497,400	398,700	343,600	317,300	262,500	239,600	210,700	170,200	157,400
7	499,300	400,500	345,300	318,600	263,800	240,900	212,000	171,600	157,500
8	501,200	402,300	347,000	320,200	265,100	242,300	213,500	172,900	157,600
9	503,000	404,500	348,700	321,700	266,400	243,800	215,000	174,400	157,700
10	505,000	406,200	350,300	322,900	267,500	245,200	216,600	175,900	157,800
11	506,900	408,000	351,900	324,300	268,900	246,700	218,100	177,300	157,900
12	508,700	410,000	353,600	325,600	270,300	248,000	219,700	178,800	158,000
13	510,700	411,600	355,100	327,000	271,600	249,300	221,000	180,000	158,100
14	512,600	413,600	356,800	328,400	272,900	250,700	222,600	181,400	158,200
15	514,300	415,500	358,500	329,800	274,300	252,100	224,100	182,800	158,400
16	516,200	417,400	360,200	331,400	275,600	253,500	225,600	184,200	158,600
17	517,900	419,300	361,900	332,900	276,900	254,900	227,100	185,600	159,000
18	519,900	421,300	363,500	334,300	278,200	256,100	228,700	187,000	159,700
19	521,700	423,000	365,200	335,300	279,400	257,600	230,200	188,300	160,600
20	523,600	425,000	366,900	336,900	280,600	259,000	231,700	189,700	161,600
21	525,200	426,900	368,600	338,300	282,000	260,500	233,300	191,200	162,600
22	527,000	428,900	370,200	339,800	283,300	261,900	234,800	192,700	163,600
23	528,900	430,700	371,700	341,200	284,300	263,200	236,300	194,100	164,500
24	530,700	432,700	373,400	342,800	285,500	264,600	237,900	195,600	165,400
25	532,600	434,400	375,100	344,300	286,600	266,000	239,400	197,000	166,200
26	534,500	436,400	376,600	345,900	287,800	267,400	240,900	198,200	167,200
27	536,400	438,200	378,200	347,400	289,100	268,900	242,200	199,300	168,100
28	538,200	440,100	379,900	348,900	290,400	270,400	243,800	200,500	169,100
29	540,100	442,000	381,600	350,400	291,500	271,700	245,400	201,600	170,100
30	542,000	443,900	383,300	352,000	292,700	273,300	246,900	202,700	171,100
31	543,700	445,700	384,900	353,500	294,100	274,800	248,200	203,800	171,900
32	545,500	447,700	386,700	355,000	295,300	276,100	249,700	205,000	172,800
33	547,400	449,500	388,200	356,500	296,700	277,500	251,200	206,100	173,800
34	549,100	451,400	389,700	358,100	297,800	278,700	252,700	207,100	174,800
35	550,900	453,300	390,800	359,600	299,100	280,000	254,200	208,200	175,800
36	552,900	455,200	392,600	361,200	300,400	281,500	255,600	209,300	176,700
37	554,600	457,000	394,300	362,500	301,800	282,900	257,100	210,300	177,600
38	556,300	459,000	395,900	364,100	302,900	284,000	258,600	211,200	178,600
39	557,900	460,800	397,600	365,600	304,100	285,300	260,200	212,300	179,400
40	559,600	462,700	399,300	367,200	305,400	286,600	261,600	213,300	180,300
41	561,200	464,600	400,900	368,700	306,800	287,900	263,100	214,300	181,200
42	562,700	466,600	402,500	370,300	308,100	289,300	264,500	215,400	182,200
43	564,300	468,400	404,200	371,500	309,200	290,600	266,000	216,400	183,000
44	565,900	470,400	405,800	373,100	310,200	291,600	267,500	217,500	184,000
45	567,500	472,200	407,200	374,600	311,600	293,000	269,000	218,500	184,900

46	569,100	474,200	408,900	376,200	313,000	294,300	270,600	219,400	185,900
47	570,700	476,100	410,500	377,600	314,300	295,700	272,100	220,300	186,700
48	572,100	477,900	412,200	379,200	315,700	297,000	273,700	221,400	187,600
49	573,600	479,500	413,900	380,400	316,900	298,200	275,100	222,400	188,500
50	575,100	481,400	415,600	382,000	318,000	299,700	276,400	223,400	189,500
51	576,600	483,300	417,200	383,400	319,400	301,100	277,600	224,400	190,400
52	578,100	485,500	419,100	385,000	320,800	302,400	278,700	225,400	191,400
53	579,600	487,000	420,600	386,500	321,800	303,600	280,100	226,300	192,300
54	580,900	488,900	422,100	388,000	323,100	305,000	281,500	227,300	193,300
55	582,300	490,700	423,500	389,300	324,300	306,300	282,700	228,300	194,200
56	583,700	492,500	425,100	390,900	325,700	307,600	283,700	229,200	195,200
57	585,100	494,400	426,600	392,400	327,000	308,800	284,600	230,200	196,100
58	586,500	496,100	428,300	394,000	328,300	309,900	285,600	231,200	197,100
59	587,900	497,900	429,800	395,400	329,600	311,300	286,600	232,000	198,000
60	589,300	499,300	431,400	397,000	331,000	312,800	287,700	233,000	198,900
61	590,500	501,200	433,000	398,300	332,200	314,100	288,800	233,900	199,800
62	591,800	502,900	434,600	399,800	333,400	315,600	289,900	234,900	200,800
63	593,000	504,700	436,200	401,300	334,500	316,800	290,900	235,700	201,600
64	594,200	506,400	437,700	402,800	335,800	318,000	292,000	236,700	202,600
65	595,400	508,200	439,400	404,300	337,100	319,400	293,100	237,500	203,500
66	596,500	510,100	440,900	405,900	338,500	320,800	294,100	238,300	204,400
67	597,500	511,100	442,100	407,200	339,900	321,700	295,300	239,200	205,300
68	598,500	512,900	443,500	408,800	341,200	323,000	296,300	240,100	206,300
69	599,600	514,600	445,200	410,200	342,600	324,200	297,300	240,900	207,200
70	600,700	516,000	446,800	411,800	344,000	325,600	298,400	241,700	208,100
71	601,700	517,400	448,300	413,300	345,400	326,900	299,500	242,500	209,000
72	602,700	519,000	449,900	414,700	346,700	328,200	300,700	243,400	209,900
73	603,700	520,600	451,500	416,100	348,000	329,400	301,700	244,100	210,600
74		522,300	453,100	417,600	349,400	330,800	302,700	245,000	211,600
75		523,800	454,600	419,100	350,800	332,200	303,700	245,700	212,500
76		525,500	456,300	420,600	352,200	333,400	304,800	246,600	213,300
77		527,200	457,900	422,000	353,600	334,500	305,900	247,300	214,200
78		528,900	459,500	423,500	354,900	335,800	307,000	248,000	215,100
79		530,400	460,900	424,900	356,300	337,000	308,000	248,800	216,000
80		532,100	462,300	426,400	357,600	338,300	309,200	249,700	216,900
81		533,700	463,900	427,800	358,900	339,700	309,900	250,400	217,800
82		535,300	465,500	429,200	360,300	341,000	311,000	251,300	218,600
83		536,700	467,100	430,700	361,600	342,300	312,100	252,000	219,300
84		538,300	468,700	432,200	363,000	343,700	313,200	252,900	220,200
85		539,900	470,100	433,600	364,300	345,000	314,100	253,600	221,100
86		541,500	471,600	435,000	365,700	346,300	315,100	254,500	221,900
87		542,600	473,200	436,400	366,900	347,500	316,000	255,200	222,700
88		544,100	474,800	437,800	368,300	348,900	317,000	256,000	223,500
89		545,600	476,400	439,300	369,500	350,200	318,100	256,800	224,200
90		547,000	478,000	440,800	370,900	351,600	319,200	257,700	225,000
91		548,300	479,100	442,200	372,200	352,800	320,200	258,400	225,700
92		549,700	480,600	443,600	373,600	354,000	321,000	259,300	226,500
93		551,000	482,100	445,000	374,900	355,300	322,000	260,000	227,300
94		552,300	483,600	446,500	376,300	356,600	323,000	260,800	228,100
95		553,500	485,200	447,800	377,300	357,900	324,000	261,300	228,800
96		554,800	486,500	449,300	378,700	359,200	325,100	262,100	229,600
97		556,100	487,900	450,500	380,000	360,400	326,000	262,800	230,300

98			489,400	452,000	381,400	361,300	327,100	263,700	231,000
99			490,900	453,300	382,600	362,500	328,100	264,200	231,800
100			492,200	454,900	384,000	363,700	329,100	264,900	232,600
101			493,600	456,200	385,200	364,900	330,200	265,700	233,300
102			494,900	457,700	386,600	366,100	331,300	266,400	234,100
103			496,200	459,000	387,800	367,300	332,200	267,200	234,800
104			497,400	460,500	389,100	368,400	333,300	268,100	235,500
105			498,600	461,800	390,400	369,600	334,100	268,800	236,200
106			499,700	463,300	391,800	370,800	335,200	269,600	237,000
107			500,900	464,700	393,000	371,900	336,200	270,300	237,500
108			502,400	466,200	394,300	373,100	337,200	271,000	238,200
109			503,500	467,600	395,500	374,100	338,200	271,800	238,900
110			504,800	469,000	396,800	375,300	339,300	272,600	239,500
111			505,900	470,200	398,100	376,400	340,300	273,300	240,000
112			507,200	471,500	399,300	377,500	341,400	274,100	240,500
113			508,400	472,700	400,600	378,600	342,400	274,700	241,000
114			509,700	474,100	401,900	379,800	343,500	275,500	241,500
115			510,800	475,300	403,100	380,800	344,500	276,000	242,000
116			512,000	476,600	404,400	381,900	345,600	276,600	242,500
117			513,000	477,800	405,600	383,000	346,500	277,300	243,000
118			514,000	479,100	406,900	384,200	347,600	277,900	243,300
119			515,000	480,400	408,200	385,300	348,600	278,500	243,800
120			516,100	481,700	409,400	386,400	349,600	279,300	244,300
121			517,100	482,900	410,600	387,300	350,500	280,000	244,800
122			518,300	484,100	411,900	388,200	351,500	280,800	245,200
123			519,500	485,200	413,200	389,200	352,300	281,500	245,700
124			520,700	486,400	414,400	390,200	353,300	282,300	246,200
125			521,800	487,400	415,600	391,200	354,200	282,700	246,700
126			522,900	488,600	416,900	392,200	355,200	283,300	247,000
127			524,100	489,600	417,900	393,000	356,000	283,900	247,400
128			525,200	490,700	419,200	393,900			
129			526,200	491,600	420,400	394,700			
130			527,300	492,800	421,600	395,700			
131			528,400	493,900	422,800	396,600			
132			529,400	495,000	424,000	397,600			
133			530,500	495,900	425,100	398,400			
134			531,600	497,000	426,300	399,200			
135			532,700	498,000	427,400	400,100			
136			533,800	499,100	428,500	401,000			
137				500,000	429,600	401,700			
138				501,100	430,800	402,600			
139				502,100	431,800	403,400			
140				503,200	432,900	404,200			
141				504,000	434,000	405,000			
142				505,000	435,100	405,900			
143				506,000	436,000	406,700			
144				507,000	437,100	407,600			
145				507,700	438,100	408,400			
146				508,700	439,100	409,200			
147				509,500	440,100	410,000			
148				510,500	441,000	410,900			
149				511,300	442,000	411,700			
150				512,200	443,000	412,500			

151				513,100	443,800	413,300			
152					444,800				
153					445,700				
154					446,600				
155					447,500				
156					448,500				
157					449,400				
158					450,300				
159					451,100				
160					452,100				
161					452,800				
162					453,700				
163					454,600				

別表第2（第15条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	4級地
宮城県	多賀城市	2級地
	仙台市	3級地
	名取市	4級地
茨城県	取手市、つくば市、守谷市、牛久市	1級地
	水戸市、土浦市、日立市、龍ヶ崎市	2級地
	古河市、ひたちなか市、神栖市	3級地
	笠間市、鹿嶋市、筑西市	4級地
栃木県	宇都宮市、大田原市、下野市	3級地
	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	4級地
群馬県	高崎市	3級地
	前橋市、太田市、渋川市	4級地
埼玉県	和光市、さいたま市、志木市、東松山市、朝霞市	1級地
	坂戸市	2級地
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、比企郡滑川町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町	3級地
	熊谷市	4級地
千葉県	千葉市、成田市、印西市、船橋市、浦安市、袖ヶ浦市	1級地
	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市	2級地
	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	3級地
	木更津市、君津市、八街市	4級地
東京都	特別区、武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市、八王子市、立川市、府中市、調布市、小平市、日野市、青梅市、東村山市	1級地
	三鷹市、あきる野市	2級地
	武蔵村山市	4級地
神奈川県	鎌倉市、厚木市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市	1級地
	大和市、横須賀市、平塚市、小田原市	2級地
	三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町	3級地
新潟県	新潟市	4級地

富山県	富山市	4 級地
石川県	金沢市、河北郡内灘町	4 級地
福井県	福井市	4 級地
山梨県	甲府市	3 級地
	南アルプス市	4 級地
長野県	塩尻市	3 級地
	長野市、松本市、諏訪市、伊那市	4 級地
岐阜県	岐阜市	3 級地
	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市	4 級地
静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市	3 級地
	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	4 級地
愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市	1 級地
	西尾市、知多市、みよし市	2 級地
	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町	3 級地
	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛島村	4 級地
三重県	鈴鹿市	1 級地
	四日市市	2 級地
	津市、桑名市、亀山市	3 級地
	名張市、伊賀市	4 級地
滋賀県	大津市、草津市、栗東市	2 級地
	彦根市、守山市、甲賀市	3 級地
	長浜市、東近江市	4 級地
京都府	京田辺市	1 級地
	京都市	2 級地
	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市	3 級地
大阪府	大阪市、守口市、門真市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、池田市、豊中市、羽曳野市	1 級地
	枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、堺市、東大阪市、交野市	2 級地
	河内長野市、和泉市、藤井寺市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町	3 級地
兵庫県	芦屋市、西宮市、神戸市	1 級地
	尼崎市、伊丹市、三田市	2 級地

	明石市、赤穂市	3 級地
	姫路市、加古川市、三木市	4 級地
奈良県	天理市	1 級地
	奈良市、大和郡山市	2 級地
	大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町	3 級地
	桜井市、宇陀市	4 級地
和歌山県	和歌山市、橋本市	3 級地
岡山県	岡山市	4 級地
広島県	広島市	2 級地
	三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町	4 級地
山口県	周南市	4 級地
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	4 級地
香川県	高松市	3 級地
	坂出市	4 級地
福岡県	福岡市、春日市、福津市	2 級地
	大宰府市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町	3 級地
	筑紫野市、北九州市、糟屋郡宇美町、	4 級地
長崎県	長崎市	4 級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 26 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第3（第16条関係）

職務の区分	代表的職務	職務手当の月額
第1種	本社の部長	135,000円を超えない範囲内で別に定める額
第2種	本社の課長	115,000円を超えない範囲内で別に定める額
第3種	支社の課長	35,000円を超えない範囲内で別に定める額
第4種	鉄道建設所の所長	30,000円を超えない範囲内で別に定める額

別表第4（第32条関係）

職務	管理職加算割合	職務加算割合
職務の区分（第16条第2項に規定する職務の区分をいう。以下同じ。）が第1種に属する職務	100分の23	100分の20
職務の区分が第2種に属する職務	100分の14	100分の15
1 職務の区分が第3種に属する職務 2 課長補佐 3 4等級にある現業機関の所長及び副所長		100分の10
1 担当係長 2 5等級にある現業機関の所長及び担当副所長 3 担当係長と職務内容、責任等からみて同程度の職務にある別に定める職員		100分の5